

## 豊島区軟式野球連盟内規

- 第1章 総 則
- 第2章 部 会
- 第3章 常任理事会及び常任部長会
- 第4章 役員等選出基準
- 第5章 役員の報酬及び旅費等に関する規定
- 第6章 慶弔規定
- 第7章 付 則

### 第1章 総 則

- 第1条 この諸規程は、豊島区軟式野球連盟の運営を円滑に推進する業務に関する諸事項を定める。

### 第2章 部 会

- 第2条 各部の職務内容及び構成人員は次のとおりとする。
1. 総務部（部長1名、副部長若干名）
    - (1) 一般
      - ① 年間事業の内容を十分把握し、その日程、場所等（会議、大会主将会議）を計画立案し常任理事会に諮問する。
      - ② 上部大会、区関係者との連絡調整。
      - ③ 年間登録、各主将会議の確認と準備業務。
    - (2) 普及指導に関すること
      - ① 軟式野球の普及と発展に、常に工夫と研鑽を行い、改善等に対する企画立案を作成し常任理事会に諮問する。
      - ② 上部大会に出場するチームの、競技力の向上を図るよう対策と実施方法について、工夫、検討を行い常任理事会に諮問する。
    - (3) 広報に関すること  
広報誌の発行並びに、広報活動を行い広く全区民、関連上部に野球の目的、効果を拡充する努力を行う。
    - (4) その他・他の部に属さないこと。
  2. 審判部（技術指導員1名、総括責任者1名、部長1名、副部長若干名）
    - (1) 連盟主催大会及び、その他関連競技大会を執行する。
    - (2) 審判員の確保と審判技術の向上に努め、人格的に資質の向上を常に図ること。

3. 財政部（部長1名、副部長若干名）
  - (1) 本連盟の全ての金品の収支を正確に記録し、定時総会に収支計算書及び財産目録を作成提示して決算報告をなす。
4. 厚生部（部長1名、副部長若干名）
  - (1) 本連盟の互助会に関する業務を執行する。
5. 規律部（部長1名、副部長若干名）
  - (1) 連盟規定、細則、内規について指導、遵守させ、正しい競技姿勢（態度）を指導する。
  - (2) 常に規程、細則、内規の見直しと、処分についての適正化を研鑽して、事あるときは、常任部長会に諮問する。
6. 監査（若干名）

本連盟の財政を監査し、財政部長が定時総会に提示する財務諸表の認証を行い、同窓会に監査報告をなす。

第3条 各部の構成人員は、必要によっては増減（変更）することもあり得る。

### 第3章 常任理事会及び常任部長会

- 第4条 常任理事会は、正副会長、正副理事長、常任理事によって構成する。
- 第5条 常任部長会は、正副会長、正副理事長、各部部長によって構成する。
- 第6条 本連盟の運営を遂行するにあたり、広く意見交換並びに対応策等を検討するために、運営委員会を定期的で開催し、業務遂行に寄与する。

### 第4章 役員等選出基準

- 第7条 1. 理事、監査の定数は以下の通りとする。  
会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名  
常任理事 30名 監査 2名  
2. 本支部理事より上部組織へ運営委員1名・評議員1名を推薦する。
- 第8条 会長、副会長、監査は総会で選出する。
- 第9条 理事長、副理事長は会長、副会長を含めた常任理事会の互選による。
- 第10条 常任理事は正副会長、正副理事長において選任し、総会において承認を得る。
- 第11条 会計（担当理事）は、常任理事会により選出する。
- 第12条 運営委員1名、評議員1名は正副会長、正副理事長が選任し、常任理事会において承認を得る。
- 第13条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第14条 役員等の定数を欠いた場合は、速やかに補充するものとする。
- 第15条 役員等の任期が満了した場合は、後任者の選任を速やかに行うものとする。

- 第 16 条 役員等に相当の事由がある場合には、常任理事会の承認をもって解任することが出来る。
- 第 17 条 役員等の品行に問題がある場合は、常任理事会の承認をもって解任することが出来る。

## 第 5 章 役員報酬及び旅費等に関する規定

- 第 18 条 本連盟主体の大会等に参加する審判員の謝金は、1 試合につき 2, 0 0 0 円とする。
- 第 19 条 本連盟の役員が業務のため出張する場合並びに連盟主催の大会等に当番として参加する場合（以下「当番役員」という）には旅費を支給する。
- 第 20 条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。外国出張については、旅費手当を支給することができる。
- 第 21 条
  1. 東京都外に出張する場合の旅費は、それに要する交通費及び日当（1 日につき 2, 0 0 0 円）を支給する。
  2. 東京都内に出張する場合並びに当番役員の旅費は、交通費として一律 5 0 0 円を支給する。
  3. 宿泊料は、1 泊 1 0, 0 0 0 円から 1 5, 0 0 0 円の範囲内で会長が定める。
- 第 22 条 当番役員が食事を必要とする場合には、食事代として 7 0 0 円から 1, 0 0 0 円の範囲内で会長が定める。

以下省略